

## 西宮市都市計画下水道事業受益者負担金減免要綱

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 4 条に規定する開発区域のうち、当該開発行為の施工者（以下「施工者」という）が、開発区域内の下水道（公共下水道の施設基準に適合する下水道）を整備し、かつ市へ移管（予定を含む）した場合、もしくは開発区域外の関連下水道整備工事のため、土地、物件等を提供した場合で、それぞれ上下水道事業管理者（以下「管理者」と言う。）が特に受益者負担金を減免することが適当と認めて指定する区域の土地に対して、西宮市都市計画下水道事業受益者負担金条例別表第 2 第 10 項の規定により、次の各項のとおり減免する。

項	内 容	減免割合
1	施工者が当該区域の下水道を全部整備している場合	100%
2	施工者が当該区域の下水道を一部整備している場合	$\frac{\text{施工者が整備した下水道の延長}}{\text{当該区域内に必要な下水道の延長}} \times 100\%$
3	関連下水道整備工事のため、土地物件等を提供した場合	管理者が必要と認める割合

### 付 則

この要綱は平成 2 年 6 月 1 日から実施する。なお、昭和 60 年 4 月 1 日実施の同名要綱は廃止する。

この要綱は平成 26 年 4 月 1 日から実施する。